

中野区公式ユーチューブチャンネル運用基準

2014年6月26日

26中政広第146号

(目的)

第1条 この基準は、中野区がユーチューブ（YouTube）を、区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ユーチューブ

米国 YouTube 社が提供する、インターネット上で不特定多数の利用者が投稿した動画を共有し、視聴できるサービス

(2) 中野区公式チャンネル（以下、「公式チャンネル」という。） 区がユーチューブ上に設置する、投稿した動画の再生リスト

(3) アカウント

ユーチューブを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名

(4) コメント

投稿した動画に対する視聴者が書き込むことができる意見

(運営主体)

第3条 公式チャンネルの運営主体は中野区とし、アカウントの管理、動画の投稿は、政策室広報分野が行う。

2 公式チャンネルを運営するにあたって、情報の作成、発信及び更新の決定は、広報分野の統括管理者が行う。

3 ユーザー名は、citytokyonakano とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式チャンネルのユーザー名及びURLを、中野区ホームページに明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 この運用基準で定めるアカウントの運営主体、および発信する内容、発信方法等について、公式チャンネルの概要欄に明示する。

(投稿内容)

第6条 公式チャンネルでは、次に掲げるものを投稿する。

(1) 中野区映像広報「ピックアップ中野」

(2) 区が作成したビデオ及び動画

(3) その他、広報分野の統括管理者が適当と認めるもの

(コメントの使用制限)

第7条 公式チャンネルは、情報提供の手段として運用するため、原則として、区が発信する情報のみを掲載する。区以外のアカウントへのコメントは行わない。また、公式チャンネルに対するコメントへの返信コメントも行わない。ただし、公式チャンネル運用の目的に照らして広報分野の統括管理者が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(中野区ホームページとのリンク)

第8条 コメント欄に記載するリンクのリンク先は、原則として中野区ホームページのみとする。ただし、公式チャンネル運用の目的に照らして広報分野の統括管理者が特に必要と認めるものは、この限りでない。

(その他)

第9条 その他、この運用基準の実施について必要な事項は、広報分野の統括管理者が、別に定める。

附 則 この運用基準は、2014年7月1日から施行する。